

青森県水産振興審議会委員公募要領

(目的)

第1 この要領は、水産振興に関する政策について、県民の幅広い意見を反映させるため、青森県水産振興審議会の委員の一部を公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(募集人員)

第2 公募による募集人員は、1名とする。

(応募資格)

第3 応募資格は、年齢が20歳以上（令和7年4月1日現在）の県内在住者とする。ただし、国会議員、地方公共団体の議会の議員、県職員であった者（退職後2年以内の者に限る）、常勤の公務員及び県が設置している他の審議会等の委員について既に3機関から委嘱されている者を除く。

(応募方法)

第4 応募者は、氏名・ふりがな、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、職業・勤務先、その他（自己PRや活動紹介等）を明記の上、青森県の水産振興に関する意見・提言等を800字以内にまとめて、持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により、青森県農林水産部水産局水産振興課へ提出するものとする。

なお、提出のあった応募書類は、返却しない。

(募集期間)

第5 募集期間は、令和7年9月11日（木）から令和7年9月25日（木）17時までとする（必着）。

(委員候補者の選考方法等)

第6 選考に当たっては、応募者から提出された意見・提言等について、別に定める青森県水産振興審議会公募委員選考要領に基づき、審査員が審査を行い、委員候補者を決定するものとする。

なお、選考結果については、応募者全員に文書で通知する。

(任期)

第7 委員の任期は、令和7年12月1日から令和9年11月30日までの2年間とする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。